

座間市教育委員会 10月定例会会議録

1 開会日時 令和4年10月19日(水) 午前9時30分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 馬場 悠男 委員 鈴木 義範
 委員 北村 美奈子 委員 有山 周一

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真
 教育指導課長 宮崎 広孝 生涯学習課長 吉野 芳絵
 図書館長 飯田 京子 教育研究所長 石田 正行

5 書 記 佐藤 雄一 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	40	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	41	令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領	学校教育課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	11	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会10月定例会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は10月19日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に
 北村委員と有山委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 9月14日（水）教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

同日、現代美術展 Input Output、教育長見学です。

9月15日（木）相模中学校文化祭（相模祭合唱コンクール）、教育長見学です。

9月16日（金）栗原中学校文化祭（栗の実祭合唱コンクール）、教育長見学です。

同日、第3回豊かな心を育むひまわりプラン改訂委員会、教育長、馬場委員出席です。

9月19日（月）市福祉大会、教育長出席です。

9月20日（火）学校訪問C（相模が丘小学校）、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

9月21日（水）座間ロータリークラブ卓話、教育長出席です。

9月22日（木）児童書寄贈式（一般社団法人こどものえがお座間支部）、教育長出席です。

同日、ひまわりフォト写真展、教育長見学です。

9月25日（日）SDGsポスターコンクール表彰式、教育長出席です。

9月26日（月）南中学校文化祭（白樫祭合唱コンクール）、教育長見学です。

9月27日（火）市基地返還等市民連絡協議会役員会、教育長出席です。

同日、座間中学校文化祭（合唱コンクール）、教育長見学です。

9月28日（水）市議会第3回定例会閉会、教育長出席です。

9月29日（木）東中学校文化祭（合唱コンクール）、教育長見学です。

9月30日（金）感謝状贈呈式、教育長、教育長職務代理者出席です。

同日、委員退任式、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

同日、市中学校総合文化祭（合唱部門、展示部門）、教育長、北村委員見学です。

10月2日（日）市民芸術祭民謡舞踊発表会、教育長出席です。

同日、市民音楽祭演奏の部、教育長出席です。

10月3日（月）辞令交付式、教育長、有山委員出席です。

同日、教育委員会臨時会、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

同日、SDGsポスターコンクール市長賞表彰式、教育長出席です。

10月4日（火）定例校長会議、教育長出席です。

10月7日（金）県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

10月9日（日）市民芸術祭いけばな展、教育長出席です。

10月11日（火）学校訪問C（栗原小学校）、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

10月13日（木）市初期消火競技大会、教育長出席です。

10月15日（土）東原小学校創立50周年記念式典、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

10月16日（日）ZAMA坂道マラソン、教育長出席です。

同日、市民音楽祭合唱の部、教育長出席です。

10月17日（月）政策会議、教育長出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第40号及び報告第11号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第40号及び報告第11号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件を行った後、非公開案件を順に行うことといたします。

それでは、議案第41号「令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領」について、提案説明をお願いいたします。

（野澤課長 挙手）

木島教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 それでは、資料7ページを御覧ください。議案第41号「令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領」、令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定する。提案理由ですが、令和4年度末人事異動を実施するに当たり要領を制定するため提案するものでございます。

8ページを御覧ください。令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）とさせていただきます。昨年度からの変更はありません。座間市教育

委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定める。こちらの神奈川県公立学校教職員人事異動方針と申しますのが、10ページにございます。大きく3つのことを言われております。1 適材を適所に配置すること、2 教職員の編成を刷新強化すること、3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと、ということでございます。

8ページにお戻りください。必要に応じて説明をさせていただきます。1 異動の時期、採用（転任採用を含む）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。2 転任及び配置換、これにつきましては、(1)から(8)まで読み上げさせていただきます。(1)校種を異にする異動について積極的に行うものとする。(2)他市町村との人事交流に努めるものとする。(3)学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。(4)原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。(5)同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。(6)新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む）5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。(7)中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。こちらの許可教科担任とは、教科の免許を持っていない場合でも、県に申し出て許可をもらうことによって、持っていない免許の教科について授業を行うことができるものでございますが、現在座間市ではそのような教諭はおりません。(8)小学校・中学校から高等学校・特別支援学校への異動については、別に定める。(9)から(12)につきましては、実際の異動希望の申出方法や地域区分となっておりますので、ここでは省略させていただきます。

9ページを御覧ください。3 新規採用、教員の新規採用にあたっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。(1)採用内申を行うにあたっては、次のことに留意するものとする。ア 面接を行い、人物について把握すること。イ 本人が有する免許状について確認すること。ウ 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。(2)新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。4の勸奨退職につきましては、別に定める要綱により行うものとする、ということになっております。5 その他、この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じる

ものとする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。重要な部分については読み上げていただきましたので、理解も深まったかと思えます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第41号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第41号は承認いたします。

本日、公開の案件は以上です。

会議の冒頭で決定しましたとおり、議案第40号及び報告第11号は非公開といたします。

(議案第40号「座間市教育委員会職員の人事について」及び報告第11号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤学校教育課長、よろしくお願いいたします。

野澤課長 私から1点御報告させていただきます。本日お手元にお配りいたしました、「座間市立小・中学校の学校閉庁日の実施について」という資料を御覧ください。

座間市立小・中学校の学校閉庁日の実施について、実施日を追加することの報告でございます。令和2年度の夏季休業期間中から実施してまいりました学校閉庁日ですが、次の理由により、実施日を追加することとなりました。理由の一つ目は、「働き方改革の観点から大変効果的である」との声が学校現場から挙がっていること。二つ目は、閉庁期間における保護者からの問い合わせ件数が少ないこと。三つ目は、学校に代わって学校教育課が窓口になることについても特段大きな課題が見当たらないこと。以上3点でございます。具体的には、冬季休業期間中の、12月28日及び1月4日の二日間を追加することといたしました。

閉庁日の概略についても御説明いたします。資料の表面を御覧ください。1 学校閉庁日とは、日直等をおかず、学校として対外的な業務を行わない日。2 目的、教職員が心身の健康を保持し、生き生きと子どもと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できるよう休養を取りやすい環境を整備する。3 対象者、学校に勤務するすべての教職員。4 実施日、夏季休業期間中の、山の日を挟む8月9日から8月15日の平日（4日間または5日間）。これに、冬季休業期間中の12月28日及び1月4日の二日間を追加いたします。5 教職員の服務等、こちらにつきましては後ほど目を通していただければと思います。裏面を御覧ください。6 その他です。部活動については原則実施しないこととなっておりますが、大会が近いなど、様々な理由で実施する場合もございます。また、保護者、地域へも、次のとおり周知する予定ですので、ある程度理解は進んでいるものと認識しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和4年11月9日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会10月定例会を閉じさせていただきます。

（午前9時59分閉会）